

介護職員によるたんの吸引等の実施に係る説明書兼同意書

年 月 日

殿

施設長

印

当施設では、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の改正を受け、利用者様に対する以下のケアの一部の医行為を医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。

これらのケアを実施する介護職員については、法に規定される研修を修了し、専門的な知識・技能を習得した者として、医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者としての認定を受けたところです。

また、医師の指示の下、医療機関との連携・緊急時の体制整備など、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいりますので、施設の方針に賛同いただき、看護職員と介護職員が協働して実施する以下のケアの実施について同意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

口腔内のたん吸引（咽頭の手前まで）

鼻腔内のたん吸引（咽頭の手前まで）

気管カニューレ内部のたん吸引

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

経鼻経管栄養

同意書

看護職員と介護職員が協働して実施する以下のケアの実施について同意いたします。

口腔内のたん吸引（咽頭の手前まで）

鼻腔内のたん吸引（咽頭の手前まで）

気管カニューレ内部のたん吸引

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

経鼻経管栄養

施設長

様

印